

## 動議等の提出・オンライン出席委員の責務について

### 1. 【動議等の提出について】

#### ※佐倉市議会会議規則

(委員の議案修正)

第98条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第150条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

#### 【他市議会参考例】

(動議)

- ・オンライン委員会での文書による動議は、開会前にあらかじめ委員長にその案文を提出することができる。
- ・文書による動議をオンライン委員会中に提出するときは、配信側にその文書を送信しなければならない。
- ・口頭による動議及び前2項の文書による動議を提出するときは、端末機の画面上で挙手しなければならない。

(配布資料)

- ・オンライン出席委員は、オンライン委員会に置いて資料の配付を行おうとする場合は、委員会の開会日前日（当該日が休日に当たるときはその前日）の午後3時まで、議会事務局に当該資料を提出するものとする。

### 2. 【その他：オンライン出席委員の責務について】

#### ※総務省行政課長通知（令和2年4月30日）抜粋

(略) 現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表明の確保等に十分留意するとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる必要がある。(略)

#### 【他市議会参考例】

(オンライン出席委員の責務)

- ・オンラインにより委員会に出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
  - (2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
  - (3) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。
- ・ オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。
  - ・ オンラインにより委員会に出席するために必要な経費は、オンライン出席委員の負担とする。